

水道施設の災害に伴う応援協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社ファノバ中部支店（以下「乙」という。）は、地震、風水害、事故その他による水道施設被害（以下「災害」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により市民のライフラインとしての水道施設が被災した場合、速やかに給水能力を回復するため、甲の要請に基づき乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において、水道施設の被害により乙の応援業務が必要であると認めるときは、これを乙に対し要請するものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 甲による応援の要請は、次の事項を明らかにし、書面（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援場所
- (4) 応援の内容及び期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員、車両等を出動させ、甲が行う応援要請の内容に従うものとする。応援にあたっては、協力できる人員、車両等の状況把握を行い、甲へ報告するものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う応援業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 電話対応
- (2) 応急給水活動
- (3) 広報活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか甲が要請する業務

（報告）

第6条 乙は、甲より要請された応援業務が終了したときは、その旨を書面（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が負担す

るものとする。ただし、この費用の負担は、水道料金等徴収業務委託契約の委託時間以外の時間帯（平日の時間外、休日等）において応援業務を行った場合のみを対象とする。

2 前項に規定する費用は、前条の規定により乙が提出する報告書により、甲が定める基準に基づき甲が請求金額を算定するものとする。

3 乙所有の車両を甲へ提供した場合は、甲は交通費（燃料費及び高速道路料金等）を負担することとする。

4 甲は、乙から費用の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。
（労災補償）

第8条 乙の応援従事者が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、令和7年12月31日までその効力を持続する。ただし、水道料金等徴収業務委託契約が継続されている場合に限る。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月2日

甲 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 愛知県名古屋市中村区椿町1番16号
井門名古屋ビル3階
株式会社ファノバ 中部支店
支店長 黒川 和善